

会 告

平成 30 年 8 月吉日

一般社団法人 日本産業精神保健学会
会員 各位

一般社団法人 日本産業精神保健学会
理 事 長 黒木 宣夫
事務局長 吉村 靖司

事業年度の変更に関するお知らせ

平成 30 年 6 月 30 日開催の代議員総会において、事業年度の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

これまで事業年度は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしておりましたが、大会中に開催する代議員総会にて承認される決算と法律上の納税の時期のずれがあったため、法を遵守した適切な学会運営を行う観点から、本学会の事業年度を毎年 6 月 1 日から 5 月 31 日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けます。

2. 事業年度変更の内容

現 在：毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで

変更後：毎年 6 月 1 日から 5 月 31 日まで

※決算期変更の経過期間となる平成 31 年度は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの 2 ヶ月決算となる予定です。

3. 事業年度変更に伴う理事会及び代議員総会の開催時期

平成 31 年 1 月頃 理事会（平成 31 年度予算及び新元号 1 年度予算の審議）

新元号 1 年*6 月 理事会（平成 30 年度決算及び平成 31 年度決算の審議）

代議員総会（平成 30 年度決算の承認）

新元号 1 年*8 月 30 日 代議員総会（平成 31 年度決算の承認）

新元号 2 年**5 月 理事会（1 年度決算の審議及び 2 年度予算の審議）

新元号 2 年**7 月 代議員総会（2 年度決算）

注：*新元号 1 年＝2019 年、**新元号 2 年＝2020 年